守ろう！『ルール』と『マナー』

市民の皆さん1人ひとりがルールやマナーを守り、安全で快適に冬を過ごせるようご協力をお願いします。

流雪溝の利用はルールを守りましょう！

問消防署☎88－0400

流雪溝は、使い方を誤ると歩行者が落ちたり、車が衝突する事故、水があふれ出る水害（道路冠水）などの原因となります。
ルールを守って、適正かつ安全に利用してください。

- ◉流雪溝の投雪口（グレーチングなど）のふたを開けた所には必ず赤旗などを立てる
- ◉作業が終了したら、必ず蓋を閉める
- ◉詰まる原因となるので機械除雪による排雪は控える
- ◉水量が少ない場合は投雪を控える
- ◉下流で水路詰まりが発生している情報を得た際は投雪を一旦止める
- ◉一度に大量の雪を詰め込まない
- ◉固くて大きなかたまりは細かく砕いてから投雪する

農業用ハウスの“倒壊防止”

問農林課（市役所1階）☎88－8106

降雪前にハウスを点検し、降雪被害の防止に努めてください。

- ◉ハウスの除雪
- ◉中柱を立てるなど資材による補強
- ◉融雪装置の点検

水道水での融雪は控える

問上下水道課（市役所２階）☎88－8109

冬は渇水期で地下水の水位が下がる時期です。冬でも安定して水道水を供給するために水道水の融雪利用は控えてください。
※水道水を融雪に利用した場合の水道料金と下水道等使用料の減免はありません

水道管の“凍結防止”

問上下水道課（市役所２階）☎88－8109

冬期間は、水道管が凍結・破損し、漏水する事故が発生しやすくなります。

- ◉水道メーターの場所を確認・除雪
- ◉屋外の水道管や蛇口を防寒
- ◉長期不在の場合は、給水中止の手続きをとるか、水道メーター横にある止水栓を閉める

漏水した場合は？

水道メーター横の止水栓を閉め、早急に指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。

事業者一覧

大雪に備えて　市の支援を紹介します

本格的な雪の季節に向けて、市の雪についての対応をお知らせします。情報をうまく利用して安心して雪の季節を乗り越えましょう。

除雪の状況をホームページで確認できます

問建設課（市役所1階）☎88－8107

幹線道路のみち情報ネットふくい

除雪状況が『みち情報ネットふくい』で福井県や他市の除雪状況と合わせて一体的に表示され、閲覧できます。
大雪時に、安全に通れる道や迂回路の確認にご活用下さい。

問県土木部道路保全課 ☎0776-20-0477

監視カメラの映像から積雪状況が把握できます

問建設課（市役所1階）☎88－8107

市内24か所の監視カメラから積雪状況が把握できます。公式ホームページまたは公式LINEのメニューからご覧いただけます。

公式ホームページ　公式LINE

地域ぐるみ雪下ろし支援事業の作業員を登録し派遣します

問健康体育課（すこやか）☎87－0888

高齢者や障害者など市が登録した対象世帯に、あらかじめ除雪作業者を割り当て、大雪の時にすばやく対応します。

登録作業者には準備費用を助成します

	支給額
登録１年目	１人　1万円
登録２、３年目	１人　5,000円

地域の除雪活動を支援します

問建設課（市役所1階）☎88－8107

地区や自主防災組織が、地区内の生活道路を除雪する場合に助成金を交付します。

除雪担当延長	助成金額
50m以下	6,000円
50～100m以下	1万2,000円
101～300m以下	1万8,000円
301m～	2万4,000円

中型除雪機を公共施設に配置します

問総務課（市役所２階）☎88－8125

中型除雪機30台を常備して避難所など公共施設に配置し、狭い道路の除雪などに活用します。

除雪機を貸し出します

問総務課（市役所２階）☎88－8125

区内の生活道路、歩道などを除雪する場合に地区に除雪機を貸し出します。

- ◉貸出対象：区長
- ◉貸出期間：１回につき30日以内
- ◉貸出費用：無料（燃料などは区負担）
- ◉使用例：除雪が困難な世帯の玄関先、生活道路、歩道の除雪など

雪捨て場は九頭竜川「立石線つきあたり」

問建設課（市役所1階）☎88－8107

屋根や宅地の雪を捨てる場合にご利用ください。
なお、開設は常時ではなく、積雪の状況により実施します。市ホームページでご確認ください。